

赤ちゃんが生まれたら



出生届

問 市民課 ☎0894-62-6405

生まれた日を含めて14日以内に届出してください。

●届出地

- 本籍地または住所地
- 赤ちゃんの出生地
- 一時滞在地

●必要な書類

- 出生届
- 母子健康手帳

出産育児一時金制度

問 加入されている健康保険窓口
西予市国民健康保険に加入されている方は、
市民課国保年金係 ☎0894-62-6405へ
社会保険等に加入されている方は、職場へお問い合わせください。

出産をしたときに、加入されている健康保険から出産育児一時金42万円(産科医療補償制度に加入していない病院などでの出産は40万8千円)が直接病院などに支払われる制度があります。

●**出産費用が42万円(40万8千円)を超えた場合**
本人は超えた金額のみを病院などに支払います。

●**出産費用が42万円(40万8千円)未満の場合**
加入されている健康保険から差額が本人に支払われます。(※別途申請が必要となります。)

児童手当

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

●対象(受給資格者)

中学校修了前の児童を、監護している父母等のうち、生計中心者

●支給額

0~3歳未満: 月額15,000円
3歳以上小学校修了前: 月額10,000円
(第3子以降15,000円)
中学生: 月額10,000円
所得制限限度額超の方: 月額5,000円

●申請に必要なもの

- 通帳(受給資格者名義)
- 個人番号(マイナンバー)カード(父・母)など

●備考

- 6月、10月、2月の3回に分けて支給します。
- 所得制限があります(受給者本人)。
- 出生・転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に申請し、原則申請の翌月分から支給します。
- 生計中心者が公務員の場合は勤務先で申請してください。
- 令和4年6月から所得上限が適用され、上限額を超える方は支給されません。

赤ちゃんが生まれたら

広告

和氣忠孝設計事務所

Beautiful Country forever

一級建築士 和氣 忠孝

〒797-0018

西予市宇和町下松葉457番地 ヒロハイツ101

☎0894-62-1408

住宅のことなら全てお任せ下さい。

ご相談に応じます。

住宅の新築、リフォーム、お見積り無料

建設・設計・施工 愛媛県知事許可(般)16621号

株式会社 牧野建設

西予市野村町野村1-481-2

TEL. 0894-72-2038

FAX. 0894-72-2066

子ども医療費助成

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

●対象

0歳から中学生(15歳到達後最初の3月末日)までの子ども

●支給額

◇保険診療による入院・通院について、医療費の自己負担分を助成

保険診療外の費用は助成対象となりません。
例)入院時の食事代、個室料、診断書代、健康診断、予防接種など

●備考

愛媛県内の医療機関では自己負担分を支払わずに受診することができますが、県外の医療機関では、一旦自己負担分を支払い領収書を添付のうえ請求してください。後日口座振込みとなります。

西予市子育て応援券

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

乳児に必要な子育て用品の購入に使用できる、西予市子育て応援券(最大3,000円×12枚)を交付しています。

申請のあった日の属する月から、1歳の誕生日の属する月の前月分までの応援券を交付します。赤ちゃんが生まれたら早めに申請しましょう。

応援券の対象商品は、おむつ、粉ミルク、ベビーカー、抱っこ紐など、乳児の子育てに必要な商品が対象です。

愛顔の子育て応援事業

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

第2子以降のお子さんを出生した子育て世帯に、紙おむつの購入の際に利用できる「愛顔っ子応援券(1,000円×50枚)」を交付します。

第2子以降の出生時に、本庁子育て支援課又は各支所生活福祉課に申請してください。

応援券は、市内の指定店で使用できます。応援券と引き換えで紙おむつ(3社限定)を購入できます。

※市内の指定店については西予市ホームページをご覧ください。

誕生祝い品

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

赤ちゃんの誕生祝い品として、市産の木材で市内職人さんが制作した木のおもちゃを10か月児相談時に贈呈しています。

木のやさしい香りがして、触り心地も抜群。赤ちゃんがなめても安心ですので、初めてのおもちゃにぴったりです。

未熟児養育医療助成制度

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

出生時体重が2,000g以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんで、指定養育医療機関において医師が入院養育の必要性を認めた場合、申請に基づき、その治療に必要な医療費を市が負担します。

支給には申請が必要です。詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

特定不妊治療費助成

問 健康づくり推進課 ☎0894-62-6407

不妊治療のうち、体外受精と顕微授精(特定不妊治療)を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。

●対象者

愛媛県の特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受け、夫婦ともに西予市に住民票(夫婦のいずれか一方は1年以上前から西予市に住所を有する)があり、市税を滞納していない夫婦。

●助成額

市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら